



長崎市労政だより



長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

～令和5年2月28日号～



○長崎市からのお知らせ

- 1 大切な「いのち」を守るために… Vol.6
- 2 知っていますか？「長崎市パートナーシップ宣誓制度」
- 3 分身ロボットを活用した案内業務について
- 4 「新しい働き方」取組事例報告会について

○長崎労働局からのお知らせ

- 5 春季における年次有給休暇の取得促進について



1. 大切な「いのち」を守るために…vol.6

～3月は「自殺対策強化月間」です～

毎年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係団体等とも連携して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、相談事業及び啓発活動を実施しています。

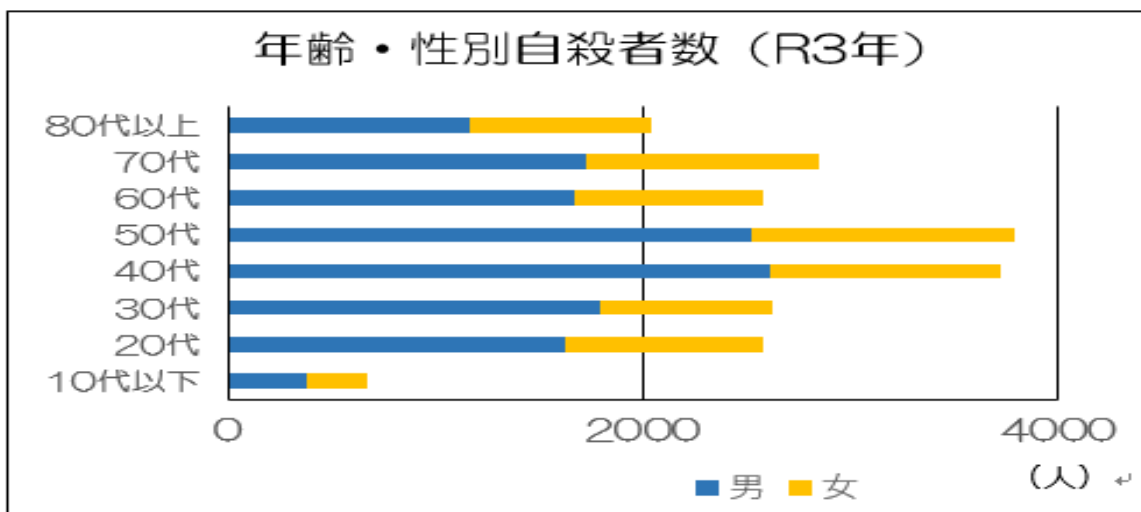
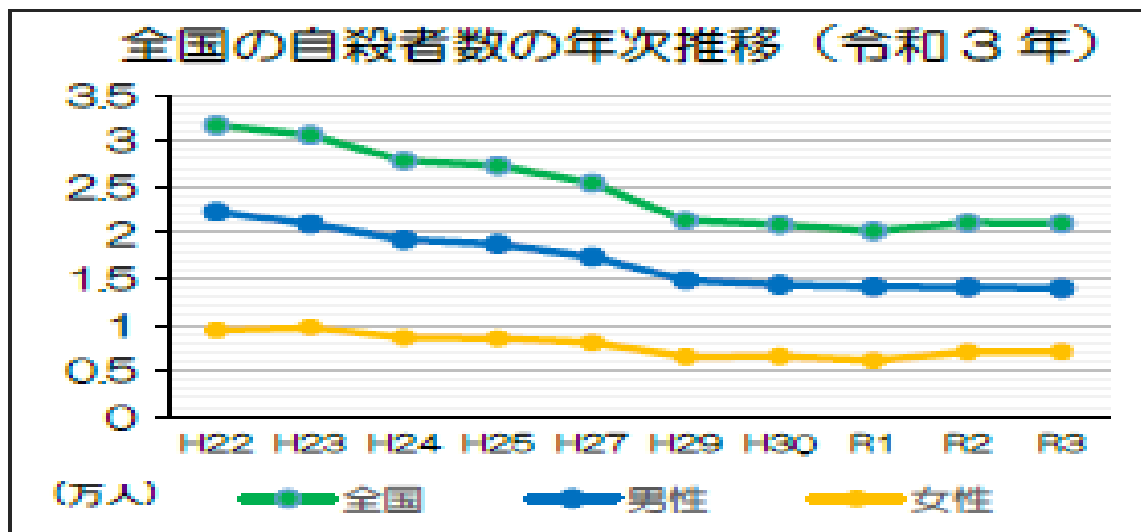
自殺者数はコロナ禍より増加傾向にあり、その数は交通事故で亡くなる人の約6倍にもものぼります。

また、長崎市では毎年70人前後の方が自殺で亡くなっており、自殺は特別なことではなく、誰にでも起こりうる身近な出来事になっています。

1. 自殺の現状

新型コロナウイルスの国内流行前は10年連続で減りR元年に約2万人となりましたが、コロナ禍で1000人ほど増えたまま高止まりの状況が続いています。R4年の自殺者数（速報値）は2万1584人でR3年と比較し577人増え、2年ぶりの増加となりました。男性の自殺者は13年ぶりに増加となっています。

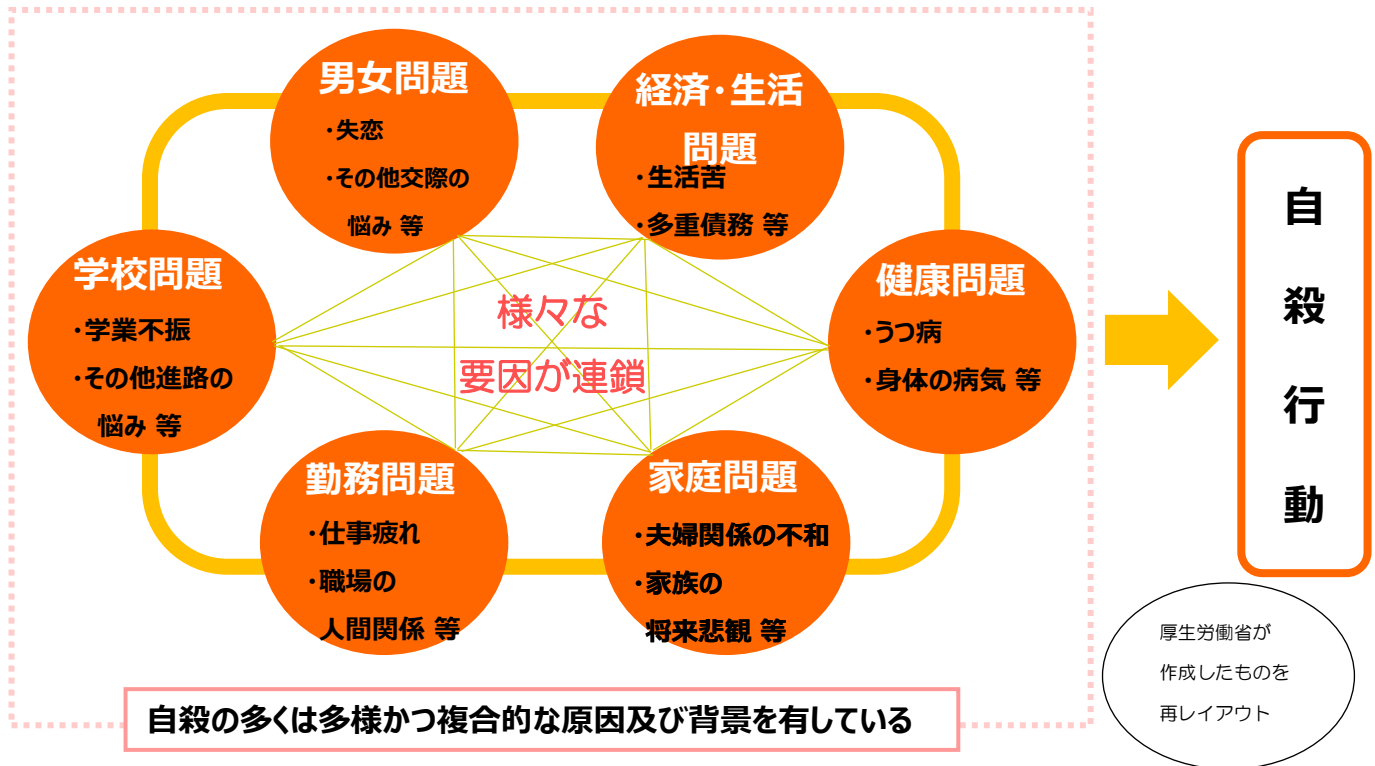
長引くコロナ禍や、就労環境、経済状況の悪化などが影響しているとみられており、特に40～60代の男性のほか、失業者や年金生活者らで増加しています。また、著名人の自殺も影響していると考えられています。



2. 自殺の原因・背景

自殺の原因・動機は、「健康問題」が最も多く、それに次いで「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」など、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、それらの要因が連鎖する中で起きています。さまざまな悩みによって心理的に追い詰められた結果、自殺しか解決策がないと思いつく傾向が強まります。

多くの自殺は、本人の意思や選択の結果ではなく、心理的に「追い込まれた末の死」です。



3. こころのストレスをチェックしましょう

これらはこころの不調につながるサインです。思い当たることはありませんか。

あなた自身について

- 理由もなく悲しい・憂うつな気分
- 何事にも興味がわかず、楽しくない
- 疲れやすい、元気が出ない
- 眠れない日が続く
- 食欲がなくなる
- 家事や仕事の効率が下がり、失敗がふえる
- 以前は楽しめていた活動が楽しめない

あなたの大切な人について

- 以前と比べて表情が暗く、元気がない
- 体調不良を訴えることが増える
- 人づきあいを避けるようになる
- 趣味やスポーツ、外出をしなくなる
- 遅刻や欠勤をするようになる
- 飲酒量が増える



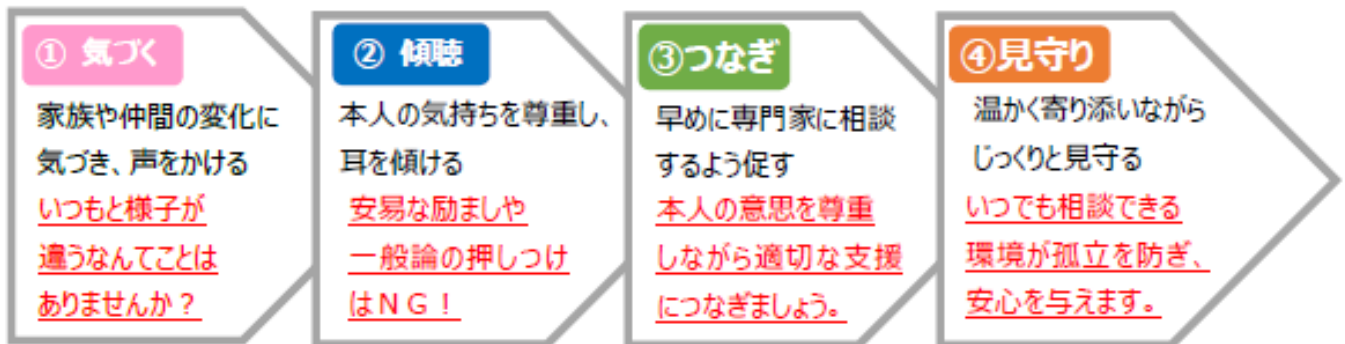
4. ゲートキーパーになろう！



人は誰しも落ち込むことがあります。もし、身近な人や大切な人が落ち込んでいたらとても心配になりますよね。少しでも元気になってもらうために何かできることがないか、でも何をしたらよいのかわからないと悩んだことはありませんか？

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。

次の4つの項目を心がけて、まずは相手の話をゆっくり聞いてあげてください。



○電話での相談

- ・精神保健相談専用ダイヤル 095-829-1311
(時間：8：45～17：30)
- ・長崎市地域保健課精神保健係 095-829-1153
(時間：8：45～17：30)



OSNSでの相談

- ・長崎県「こころとこころのホットライン@ながさき」
- ・NPO法人「あなたのいばしょ」
「あなたのいばしょチャット相談」



○総合相談窓口

「まもろうよ こころ」（厚生労働省特設サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

地域保健課では、こころの健康に関する「出前講座」を実施しています。

職場のメンタルヘルス対策推進のため、職員研修等でぜひご活用ください。

お問い合わせは、地域保健課精神保健係まで。

「出前講座テーマ」

- ・こころの健康
- ・自殺を予防するために～あなたもゲートキーパー～
- ・良い睡眠でこころの健康づくり
- ・飲酒とこころの健康

2. 知っていますか？「長崎市パートナーシップ宣誓制度」

～性の多様性が尊重される社会を目指して～

長崎市では、どのような性的指向や性自認であってもありのままの姿で社会の一員として認められるよう、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減するとともに、性の多様性が尊重される社会を目指して、「長崎市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

性的少数者のカップルとして宣誓した事実の証明として「パートナーシップ宣誓書受領証」を発行しており、受領証の提示により、性的少数者のカップルでも市営住宅の申込の他、保育所申込など、一部の行政サービスを受けることができます。

性的少数者の理解を深めるため、また多様性を認め合う社会を目指し、事業所内での制度を活用したサービスや福利厚生などをご検討してみたいはいかがでしょうか。

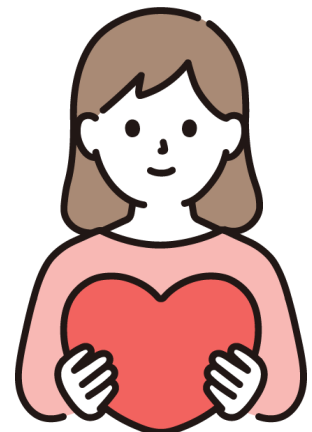
制度に関する詳細は、長崎市HPをご覧くださいか、お問い合わせ先まで。



事業者向けのガイドブックもお配りしています。



他にも人権に関する啓発資料もありますので、
職場での人権研修にぜひご活用ください。



お問合せ先

長崎市人権男女共同参画室

電話：095-826-0026

3. 分身ロボットを活用した案内業務について

～テレワークを実現する分身ロボットを活用した案内業務を開始しています～

令和5年2月より、長崎市の市庁舎において、障害の特性により通所や通勤が困難な障害者の方が、テレワークを実現する分身ロボット「OriHime Porter（オリヒメポーター）」を活用し、案内業務等を実施しています。デジタル技術を用いた多様な働き方を推進し、障害者の社会参加や雇用促進につなげます。

運用時間 開庁日の10時から14時

運用場所 市役所2階フロアー（主に障害福祉課窓口）

運用状況 障害者の方のローテーションにより実施

業務内容 ①案内業務

- ・ 障害福祉課窓口での手続き場所の案内
 - ・ 2階フロアーの案内
- ②授産製品販売の呼びかけ
- ・ 市役所での「チャレンジド・ショップはあと屋」販売時の声かけ
 - ・ 「チャレンジド・ショップはあと屋」の周知



（参考）テレワークを実現する分身ロボット「OriHime Porter（オリヒメポーター）」とは

自宅にいながら遠隔で操作ができるコミュニケーション機能（身振り手振りや会話が可能）と移動機能を併せ持つ、㈱オリィ研究所が開発したテレワークロボットである。カフェでの接客や展示会の説明、受付、誘導などの業務に活用することができる。



※画像は（株）オリィ研究所ホームページより

※OriHimeとOriHime Porterは株式会社オリィ研究所の登録商標です。

お問合せ先

長崎市障害福祉課

電話：095-829-1141

4. 「新しい働き方」取組事例報告会について

～「新しい働き方」に関心のあるすべての方が無料で参加可能です！～

新しい働き方の着実な推進には、まず社内で、規模が小さくとも濃い事例を作ることが重要です。

長崎市新しい働き方推進事業により職場における活動に着手した2社より、発表及びパネルディスカッションを行っていただき、その試行錯誤を共有します。長崎県働き方改革モデル取組事例創出事業から活動に着手している企業にも、2年目となる取組の状況を報告していただきます。

お問合せ先

長崎市産業雇用政策課

電話：095-829-13131

開催日時

令和5年3月13日（月） 13：00-15：00

開催場所

DIAGONAL RUN NAGASAKI イベントスペース
（長崎市油屋町1-1） ※オンライン参加でも可能

定員

20名程度（オンライン視聴は定員無し）

開催形式

ハイブリッド（オンライン視聴の場合：ZOOMウェビナー）

※オンラインで申し込まれた場合は、お申し込み時のメールアドレス宛に
視聴URLを送付します。

開催内容

- ・各社取組事例発表
- ・パネルディスカッション
- ・質疑応答

報告企業

お申込はこちら

※3/8（水）まで



(株)不動産研ホールディングス

2022年度取組企業。

設計・自動車電子電装品開発等の事業に分かれるグループ全体の管理業務を担う。

長崎南山認定こども園

2022年度取組企業。

小学校就学前の子どもに教育・保育を提供し、地域における子育てを支援する幼保連携型認定こども園。

(株)イシマル

2021年度取組企業。

事務用品等の販売から、ネットワーク構築やシステム開発までオフィス環境における幅広いサービスを提供。

ファシリテーター：(株)ワーク・ライフバランス 主催：長崎市 共催：長崎県、長崎商工会議所

5. 春季における年次有給休暇の取得促進について

～年次有給休暇を上手に活用しよう～




休暇で春を楽しんで、
ココロとカラダを
リフレッシュ!

新しい働き方・休み方を
実践するために

年次有給休暇を
上手に活用しましょう



- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の導入が効果的です。

※1…年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

※2…年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

- ★新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう。
- ★「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- ★年次有給休暇付与計画表による個人付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。
- ★企業、事業場の実態に合わせた様々な付与の方法があります。

お問合せ先

長崎労働局 雇用環境・均等室 電話：095-801-0050

年次有給休暇取得促進特設サイト

検索

